

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「1 法第3条第1項関係（1）」に対する意見

【意見の内容】

規定案に賛成します。

加えて、条項使用者不利の原則を明文化してください。

【意見の理由】

条項使用者不利の原則は、契約の条項について、解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合に、条項の使用者に不利な解釈を採用すべきという考え方です。事業者は、自ら契約条項を準備し使用している以上、できる限りその内容を明確にすべきであり、条項が多義的であることによるリスクは事業者が負うのは当然です。

既に、裁判例においてもこの準則の存在は明らかにされています。それを具体化するだけのことですので、事業活動や裁判実務に不当な影響を及ぼすおそれはありません。条項使用者不利の原則を明文化してください。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「1 法第3条第1項関係（2）」に対する意見

【意見の内容】

○規定案に賛成します。

○加えて、考慮すべき個別消費者の事情として「年齢」も明示してください。

【意見の理由】

○成年年齢の引き下げを盛り込んだ民法改正案が秋の臨時国会に提出されるととなっています。また、内閣総理大臣からの今回の消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下「本専門調査会」）への諮問は「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること」でした。

○成年年齢引き下げ及び高齢化社会といった社会状況の変化を直視し、「年齢」に配慮した契約環境を消費者契約法にて整備することが必要です。

○また、消費者基本法第2条2項において消費者の自立の支援に当たり「消費者の年齢その他の特性に配慮」しなければならないと定められていること、同法第5条2号は、「消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること」、同条3号では「消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること」が事業者の義務として規定されていることからすれば、事業者による情報提供における配慮については、個別消費者の「年齢」に配慮した情報提供のあり方も明示されるべきです。

○平成29年8月8日付消費者委員会の答申書の「付言」においても、「特に早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として、「3. 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、

『当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験』のほか、『当該消費者の年齢』等が含まれること」が指摘されたことをふまえれば、今回の法改正にて「年齢」も明示すべきです。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「2 法第4条第2項関係」に対する意見

【意見の内容】

- 規定案に賛成します。
- 加えて、故意等の主觀的要件を維持するのであれば、先行行為要件を削除することを検討してください。

【意見の理由】

- 「故意」要件の認定判断は困難なため、「重大な過失」を追加するという提案は、現行法よりも一步前進のため賛成します。

- しかし、重要な事項について事業者の故意・重過失による不告知があっても、先行行為が立証できることにより取消しが認められないというのは、事業者を不当に利する反面、被害者である消費者には酷な結果をもたらすものであり、アンバランスです。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「3 法第4条第3項関係（1）」に対する意見

【意見の内容】

○規定案に賛成します。

【意見の理由】

○規定案は、消費者からの苦情、相談が多く寄せられている就職活動セミナーの不当な勧誘事例や靈感商法等、消費者の心理状態につけこんで不安を煽る不当勧誘行為が問題とされる消費者被害事案を救済できる点で一步前進であるといえるので、このような規定を設けることに賛成します。

○なお、靈感商法に代表される「運命・運勢などの客観的でない効果・効能が問題となる事例」は、これまで、消費生活相談現場では「断定的判断の提供」で対応してきたかと思いますので、法改正後、本規定での救済のほうが容易な事案について適切に解決できるよう消費生活相談の現場への周知活動に努めてください。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「3 法第4条第3項関係（2）」に対する意見

【意見の内容】

○規定案に賛成します。

○適用要件については、「默示」も含まれることを明確にしてください。

【意見の理由】

○規定案は、恋人商法など勧誘目的で構築した人間関係を濫用する不当勧誘行為が問題とされる消費者被害事案につき、新たに消費者取消権を認める内容であり、現在よりも消費者被害の救済範囲を拡大するという観点から賛成します。

適用要件として「当該関係を維持することができない旨を告げること」となつておりますが本専門調査会では、「默示」も含むことが確認されていましたので、法改正後は逐条解説にてその旨を記載してください。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「3 法第4条第3項関係（3）」に対する意見

【意見の内容】

規定案に賛成します。

【意見の理由】

規定案は、事業者が契約締結前に一定の行為を行ったことを理由として契約の締結を強引に求めて消費者に困惑を惹起させて契約を締結させた不当勧誘行為が問題とされる消費者被害事案について、新たに消費者取消権を認める内容であり、現在よりも消費者被害の救済範囲を拡大するという観点から賛成です。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「3 法第4条第3項関係（4）」に対する意見

【意見の内容】

○規定案に賛成します。

○ただし、消費者契約の締結を「強引」に求めることが要件であるかのような提案がされている点については、適用範囲を狭めるような法制化がなされるべきではありません。

【意見の理由】

○消費者の負い目に乘じた不当性の高い行為類型の被害救済を可能とするものであるので、規定案に、賛成します。

○消費者契約の締結を「強引」に求めることが要件であるかのような提案がされている点については、事業者が契約履行に相当する行為を行ったことを理由として契約の締結を求めるここと、及び当該事業者に損失が生じることを正当な理由なく強調して告げることによって、既にその趣旨が包含されているものと理解すべきであり、適用範囲を狭めるような法制化がなされるべきではありません。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「4 不当条項の類型の追加関係（1）」に対する意見

【意見の内容】

規定案に賛成します。

【意見の理由】

後見等の開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項は、成年後見制度の趣旨に反するものであり、また、建物賃貸借契約における差止請求訴訟でも当該条項は消契法10条により無効とされた裁判例があります。そして、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されたことを踏まえますと、後見等の開始それ自体が解除事由として認められるだけの合理性はなく、類型的に不当性が高い類型を規制するものであるので、規定案に賛成します。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「4 不当条項の類型の追加関係（2）」に対する意見

【意見の内容】

○規定案に賛成します。

○今後、端的に、事業者の解釈権限付与条項・決定条項を無効とする規律を設けることを検討すべきです。

【意見の理由】

○規定案は、現行法と比較して一步前進であるので、賛成します。

○さらに、事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めるなどを許容する条項は類型的に不当性が高い条項と考えられるので、端的に、このような規定は無効とする規律を設けるべきです。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

「5 法第9条第1号関係」に対する意見

【意見の内容】

- 規定案には賛成します。
- 本来は、端的に、立証責任を事業者に転換するとの規定を設けるべきです。
- それが困難な場合には、別途、事業者の資料提出を促す制度を設ける等して、消費者の立証の負担を緩和すべきです。

【意見の理由】

- 本規定案の場合、事業内容が類似する同種事業者より相対的に高水準の違約金等の条項を有する事業者に対しては、実質的に消費者の立証責任の軽減となる場合もあります。又、消費者が立証する場合の推定規定としたことも、消費者と事業者の情報力格差に配慮したものとして評価できます。

- 一方、事業内容が類似する同種事業者が使用する約款や業界のモデル約款が違約金条項等を設けていなかったり、そもそも約款を開示していない場合、立証責任の軽減になりません。

そこで、事業者の資料提出を促す制度を設ける等して、消費者の立証の負担を緩和することについては、引き続き検討が必要です。

更に、「当該事業者に生ずべき平均的な損害」は、通常、当該事業者しか知り得ないものなので、立証責任は事業者が負うのが当然だと思います。不実証広告規制が導入されている景品表示法では、行政でさえ立証の困難さから、立証責任の転換を行った経過があることを考慮すれば、消費者契約法において立証責任を事業者に転換することを引き続き検討すべきです。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

その他、規定案には記述されていない内容について 法第4条3項関係に係る意見

【意見の内容】

○当該消費者の年齢や障害や判断力不足といった合理的な判断ができない事情を利用して契約を締結させる類型（つけこみ型勧誘）について取消権を認める規定を設けるべきです。

【意見の理由】

○成年年齢の引き下げを盛り込んだ民法改正案が秋の臨時国会に提出されることとなっています。また、内閣総理大臣から本専門調査会へは「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方の検討」が諮問されました

○規定案では、就職セミナー等やデート商法等の困惑類型の追加が提案されているものの、それらの新設規定によっても、高齢者や若年者の消費者被害の被害防止、救済のための規定整備は不十分と言わざるを得ません。

○平成29年8月8日付消費者委員会の答申書の「付言」においても、「特に早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として、「2. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」を設けることが指摘されたことをふまえれば、今回の法改正で手当てる必要があります。

○以上より、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要的商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、端的に、これを取り消すことができるという規定を絶対に設けるべきです。この規定整備は喫緊の課題であり、本改正において絶対に実現される必要があります。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

その他、規定案には記述されていない内容について 不当条項の類型の追加に対する意見

【意見の内容】

○サルベージ条項については、例外なく無効である旨の規定を設けてください。

【意見の理由】

○サルベージ条項は、事業者が強行法規に違反しない限界まで権利を拡張し義務を免れうることを内容としているものです。例えば「事業者は法律で許容される範囲で一切責任を負いません。」とのサルベージ条項において、消費者が「事業者が責任を負わない範囲」を想定することは、ほとんど無理だと思います。

○仮にサルベージ条項を有効としてしまうと、事業者が消費者に対して、契約条項が無効となる範囲を示すように迫ることも考えられます。また、現行の消費者契約法3条1項は、事業者は消費者にとって「明確かつ平易な」条項を作成するよう努力義務を負っておりますが、努力義務ゆえ、どこまで、事業者にインセンティブが働くのか疑問です。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

その他、規定案には記述されていない内容について 不当条項の類型の追加に対する意見

【意見の内容】

○軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする規定を新設すべきです。

【意見の理由】

○人の生命・身体は要保護性の高い重要な法益であり、元来合意による処分には適しません。

したがって、事業者の軽過失による人身損害の賠償責任一部免責条項は、不当条項リストに追加されるべき契約条項であり、少なくとも、生命侵害または身体への重大な侵害が生じた場合に賠償責任を一部免責する条項については無効である旨の明文化がなされるべきです。

○裁判例でも本件条項が使用された場合には消契法10条により無効となり得るとしてされているものがあります。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

その他、規定案には記述されていない内容について 勘説要件の在り方に対する意見

【意見の内容】

○最高裁判所の判断を逐条解説に記載してください。

【意見の内容】

○「勘説」要件の在り方に関しては、事業者による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが「勘説」に当たらないということはできない旨を判示した最高裁判決が出されました。当面は、個別の事案における法の解釈・適用に委ねるとしても、逐条解説にはこの最高裁の判断を記載してください。

2017年（平成29年）9月15日

消費者契約法の見直しに関する意見

【1】消費者契約法の見直しに関する意見

【2】氏名：特定非営利活動法人 消費者機構日本

【3】所属：_____

【4】住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階

【5】電話番号：03-5212-3066

【6】メールアドレス：webmaster@coj.gr.jp

【意見の対象】

その他、規定案には記述されていない内容について 約款の事前開示に対する意見

【意見の内容】

○消費者に対して適用される約款の事前開示をすすめる旨を規定してください。

【意見の理由】

○事業者が消費者に契約内容を事前に開示することに、何ら問題はないと思います。

○消費者契約の性質上、契約締結時に消費者契約約款を開示することが著しく困難な場合には例外を肯定することも考えられますが、あくまでこれは例外です。この場合の例外要件としては、事業者が、消費者に対し契約締結時に消費者契約約款を用いる旨の表示をし、かつ、契約締結時までに、消費者契約約款を消費者が知ることができる状態に置いたことを要するものと考えるべきです。

○平成29年8月8日付消費者委員会の答申書の「付言」においても、「特に早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として、「1. 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法548条の2以下の「定型約款」を含む）を予め認識できるよう努めるべきこと」が指摘されたことをふまえれば、約款の事前開示は今回の法改正で手当てされるべきです。